

## 名寄市自殺対策計画の策定について

平成 28 年 4 月の自殺対策基本法の改正を受け、平成 29 年 7 月に国の新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定され、市町村に通知されました。また、平成 29 年 11 月には厚生労働省から「市町村自殺対策計画の手引き」が通知され、平成 30 年度中に市町村の自殺対策計画の策定が求められています。

(自殺対策基本法)

### 第 13 条 (抜粋)

市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（市町村自殺対策計画）を定めるものとする。

## 1 計画策定の基本的な考え方

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、自殺対策は「生きることの包括的な支援」として、保健・医療・福祉・教育・労働その他の関連施策との有機的な連携を図り、総合的に実施する必要があります。計画策定にあたり市役所庁内の連携体制を構築するとともに、市内の関係機関とも連携を図り、意見を取り入れながら策定を進めます。

計画の名称は「名寄市生きるを支える自殺対策計画」とします。

### ① 庁内連携体制の構築

自殺対策を進めるための機関として、「名寄市生きるを支える自殺対策推進本部」を設置し、自殺対策計画の検討等を行います。

また、庁内ワーキンググループにおいて情報収集、分析、素案の検討を行う。

### ② 市内の関係機関との連携

名寄保健所所管の上川北部地域自殺対策連絡会議を活用し、保健所、警察などの行政機関はもとより、弁護士会、医師会、福祉施設等とも連携を強化し、自殺対策につなげます。

### ③ パブリックコメントの実施

市民意見の反映のため、素案が完成する 1～2 月を目途にパブリックコメントを実施します。

## 2 計画の基本理念

自殺対策は、社会における「\*生きることの阻害要因」を減らし、「\*生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる、という自殺総合対策大綱を踏まえ、名寄市の自殺対策の基本理念を以下のとおりとします。

\*生きることの阻害要因：過労・生活困窮・育児や介護疲れ・いじめや孤立等

\*生きることの促進要因：自己肯定感・信頼できる人間関係・危機回避能力等

出典：自殺総合対策大綱

## 基本理念

# 市民一人ひとりが「命」を大切にし、ともに支え合う名寄

～誰も自殺に追い込まれることのない名寄市をめざして～

## 3 計画策定のスケジュール

H30. 9月	第1回保健医療部会（策定の趣旨説明及び現況報告）
H30. 10月	庁内ワーキンググループにて素案作成、検討
H30. 10～11月	第2回保健医療部会（素案の検討）
H30. 12月～	名寄市生きるを支える自殺対策本部にて素案検討
H31. 1～2月	パブリックコメント実施
H31. 3月	名寄市生きるを支える自殺対策計画 完成